

第三章 畿内布教期の権力者・国家認識

はじめに

かつては戦国期畿内の研究が立ち後れているとの指摘もされたが^①、その後の畿内研究は様々な研究分野において著しい進展を見せている。また、それを時間軸という視点から覗けば、単に当該期の研究のみにとどまらず、次に続く織田・豊臣さらには徳川政権期にまで視野を広げて検討されている。こうした成果は、近世史研究にも多大な影響を与えており、中近世の移行過程の解明に向けて大いに貢献しているといえよう。しかし、その反面研究対象が細分化され、当該期の国家・社会が大局的に捉え難くなっているのもまた事実である。その状況を克服しようという動きが近年活発であるが^②、筆者も西欧人が見た日本という角度から、当該期の国家・権力の解明に努めている。

来日した西欧人の中で最も長く日本に滞在したのは、イエズス会宣教師であった。周知のように、イエズス会はザビエルの来日に始まり、ポルトガル船来航禁止後の外国人宣教師による潜伏・潜入の途絶までの約一〇〇年間日本に滞在し、その間日本情報を記した書翰を本国に伝達した。それは時に邦文史料では明らかにし得ない貴重な情報を提供してくれる。しかし、これまでのイエズス会史料の扱い方は、彼らの記述が正しいか否かという点に集中し、イエズス会史料の性格を念頭におくことをなおざりにしていたように思えてならない。イエズス会史料の記述が事実か否かで終始してしまわずに^③、なぜ宣教師はどのように認識したのかを考える必要があるのではないだろうか。たとえ彼らの記述が実際の事柄と異なっていたとしても、彼らがどのように認識したのは紛れもない事実であるからである。

筆者は、以上のような問題関心から研究を進めているが、キリシタン史研究においてもこれまで権力者関連記事の引用こそあるものの、それを宣教師の権力者認識という視点で体系的に検討されてきたことはほとんどなかった。唯一牧健二氏の研究を挙げる事ができるが^④、それも実証的に検討されたものではない。そこで筆者はこうした視点から、第二部第一章・第二章でザビエル布教期の権力者認識について検討を行った。その中で、ザビエル入京を契機に「国王 (re)」の該当事者が天皇・将軍から大名へと変化することに注目し、その根拠を分析した結果、宣教師は実質権力者に「国王」を用いている点^⑤、戦国大名を日本の実質支配者と認識した点などを明らかにした。実際、その後の書翰には、九州や山口の戦国大名を「国王」と評価し、彼らから保護を受けている記事が多く確認できる。しかし、ガスパル・ヴィレラの畿内布教開始に伴い、天皇・将軍関連情報や日本全国にわたった情報などが伝達され、権力者認識の変化を窺わせる記事がみられるようになる。これは畿内を他地域とは異なる地域と宣教師が認識したからに他ならない。つまり、この畿内布教の本格的な開始はイエズス会の布教史だけでなく、宣教師の権力者認識においても画期となった出来事であったといえるのである。

そこで本章では、畿内布教開始以後の権力者関連記事を分析し、戦国期日本の国家・権力を宣教師がどのように認識していたのかについて明らかにしたい。なお、検討時期は、ガスパル・ヴィレラによって畿内布教が開始された時期から、織田信長が足利義昭を奉じ

て上洛する前までとする^⑥。

一 日本の権力者情報の変遷

畿内布教開始以後のイエズス会宣教師の書翰を見ると、日本の権力者情報に変化があることが読みとれる。それまでの権力者情報は、ほとんどが布教地の権力者に関するものであったが、畿内布教が開始されると日本全体にわたった権力者情報が現れるようになる。こうした情報が記された書翰は管見の限り五通^⑦挙げられ^⑧、すべて畿内を中心としたものである。本節では、この日本全体にわたる権力者情報に注目し、時系列に従って検討していくことにしたい。

日本全体にわたる権力者情報のうち、最初のものは、一五六一年一〇月八日（永禄四年八月二九日）付、豊後発インド管区長アントニオ・デ・クワドゥロス宛コスメ・デ・トルレス書翰にみられる。この書翰は豊後にいるトルレスが発信したもので、間接情報といわなければならない。間接的に入手した情報をもとに作成したためか、この書翰の権力者情報にはいくつかの疑問点が挙げられる。まずは該当箇所を引用し、その疑問点について考えてみたい。

【史料1】

この地「日本」^⑨には三人の統括者 (*tres cabeças*)、すなわち主たる君主 (*señores principales*) があります。第一で主要な者は座主 (*Zago*) と呼ばれ、(日本人の) 宗教 (*religión*) に関わる者で、いわば聖職者 (*Eclesiástico*) であり、ローマ教皇のような者です^⑩。(中略)

世俗は二人の統括者、すなわち主たる君主 (*dos cabeças o señores principales*) に分けられています。一人は名誉 (*honra*) の長で、もう一人は権力と政治と司法 (*poder y guvienio y justicia*) の長です。この二人の君主もまた都 (*Meco*) に住んでおります。名誉の長は(天)皇 (*Voo*) と呼ばれて代々受け継がれ、一つの偶像のようにたいへん崇敬されております。このように崇敬されているため、地面に足をつけることができず、もしそうしたら、その職務と地位 (*dignidad*) を剥奪されます。(中略) この者「天皇」の職務 (*oficio*) とし管轄 (*presidencia*) とするのは、名誉に関することです。なぜなら、各人に、身分や業績、および彼の考えに従ってそれ「名誉」を与える権限を有しているからです。従って、彼の職務は諸領主 (*señores*) に相応の名声 (*nombres*) もしくは称号 (*títulos*) を授けることです。そのため、各人がいかなる名誉 (*honra*) と身分 (*calidad*) を有するか、またいかなる敬意 (*respetto*) や崇敬 (*reverencia*) を示すべきかを心得ております。また、彼らの称号を維持し、各人を相応と思われる名誉の位 (*grados*) に昇格させる権限を持ちます。(中略) そして日本のすべての太守 (*duques*) と領主 (*señores*) に対する名誉 (*honra*) と位 (*grados*) はすべて彼「天皇」の権限下にあり、誰も彼「天皇」からでなければ得ることはできません。(中略) この(天)皇は大変崇敬され、神聖とされていますが、(次の)三つの場合にはその地位 (*estado*) は廃されることとなります。第一に、既に述べたように、足を地面に付けた

場合、第二に誰かを殺害した場合、最後の第三は温和な人間ではない場合です。このうちの一つであっても、その職務 (oficio) と地位 (dignidad) は廃されることになりませんが、いずれの場合でも殺されることはありません。

第三の最後の統括者で俗界第二の統括者は、司法 (justicia)、権力 (poder)、政治 (gobierno) の (統括者) で、公家 (quenge) と呼ばれています。ほかに二つの統括者があり、一つは会下 (enge)、もう一つは御所 (goxo) と呼ばれています。しかし、これらの者は筆頭 (principal) である公家に従っておりません (son subalternas al quenge)。この者「公家」は権力と政治の事柄では、日本のすべての俗人領主 (señores seculares) を支配しています⁽¹³⁾。

【史料1】を見ていくと、日本には「三人の統括者すなわち主たる君主 (tres cabeças o s enoies principales)」が存在するという。その三人の統括者を「宗教・宗旨 (religion, setas)」⁽¹²⁾と「世俗 (secular)」に分類して、前者は「座主 (Zago)」、後者は「(天)皇 (Voo)」と「公家 (quenge)」の二人とする。座主はローマ教皇のような存在であると説明され⁽¹³⁾、一方天皇は「名誉 (honra)」の「統括者」と、公家は「権力・政治・司法 (poder y guvie mo y justicia)」の「君主」であると記されている。天皇については、偶像のように崇拜され、大名に相応の「名声 (nombres)」と「称号 (titulos)」を授けるのが「職務 (oficio)」であると説明される。また、公家は「俗人領主 (señores seculares)」を統括する権力者として位置づけられている。その公家に従っている統括者として「会下 (enge)」・「御所 (g oxo)」を挙げている。

【史料1】は、座主や公家に関する情報など、畿内ならではの新しい情報が記されている点、日本の権力者を宗教界と世俗界に分類して説明した点において注目に値する⁽¹⁴⁾。これらの情報から、畿内布教開始によって宣教師の権力者認識に進展がみられたと評価することができよう。ただ、【史料1】には以下の疑問点が挙げられる。

まず座主についてである。座主を第一に挙げたのは、畿内布教が比叡山訪問から始められたことと関係があると思われる。比叡山を訪問し、延暦寺から畿内布教の許可を得ることとが、畿内布教担当者ヴィレラの最初の使命であった。しかし、このトルレス書翰が発信された時点では、比叡山訪問が失敗に終わり、すでにヴィレラ達は入京して京都での布教を始めている。このことから、【史料1】は比叡山訪問を計画している段階の古い情報をもとに作成された可能性がある。また、座主を教皇にたとえたのにも違和感が残る。よく知られているエヴォラ版日本書翰集では、この部分を書き改められており、「彼ら「日本人」が偶像の祭司と呼んでいる人々の筆頭です (principal dos que elles chamão sacerdotes d os idolos)」となっている。そもそもトルレスが座主は「教皇」のようだと書いた点が不思議である。かつて、ニコラオ・ランクロットが日本報告で天皇を教皇とたとえた事例はあるが、今回のように座主を教皇とする例というのは他に管見に触れない。後述する【史料4】も天皇を教皇としていることから、ここでのトルレスの記述は違和感の残る箇所である。間違いなく彼の書いた記事ではあるが、如何なる情報をもとに書かれたものなのかは、今後突き止めていかなければならない。よって、この座主の記事は、以上の点を留意する必要があるだろう。

次に世俗の統括者とした天皇と公家についてである。宣教師が世俗の統括者として天皇を

挙げたのは、これまでの宣教師の権力者認識からすれば当然のことである。ザビエル来日以前は天皇を日本の「国王 (rei)」としていたし、入京後の天皇情報の中には【史料1】と同内容のものが確認できる⁵⁰。従って、【史料1】の天皇関連記事には、取り立てて問題のある記述はない。しかし、公家に関する記事には不可解な点がある。公家を「権力・政治・司法」の君主で、配下に将軍がいると説明している点である。これは当時の情勢からみれば考えにくい説明である。宣教師の認識という点で考えてみても、ヴィレラは将軍義輝から京都居住の許可状を得て、その結果京都布教が好転している中で、将軍に対してこのような説明をするとは思えない⁵¹。天皇と将軍を並べて説明する記事はよくあるが、天皇と公家を並立に扱い、将軍が公家の配下であると説明した記事は他にはない。この公家情報をおこなった経路で入手したのか分からないが、宣教師の権力者情報の中では特異な事例に入る。

従って、【史料1】は畿内の新しい情報が含まれている点で注目すべきだが、内容には疑問点もあり、やはり間接情報として位置づけるべき史料であるといえる。

次は一五六四年七月一日（永禄七年六月七日）付、都発ポルトガルのイエズス会員宛 ガスパル・ヴィレラ書翰である。この書翰は畿内布教担当のヴィレラが書いたもので、直接情報として信憑性が高い。該当箇所を引用しよう。

【史料2】

この日本の島は六十六カ国に分かれており、かつてはすべての（国々）が内裏 (Dayri) と呼ばれている一人の君主 (hunn Senhor) に従っていました。この君主は公方 (Cubo) という名の軍隊の総司令官 (capitã mór do campo) を配下に置いていましたが、互いに争うようになりました。結果総司令官がすべてを支配することになり、主たる君主 (p rincipal Senhor) に従わなくなりました。事態はさらに進み、領国の各統治者達 (cada governador de seu reino) は謀反を起こし、主たる君主にも軍隊の総司令官にも従わなくなりました。主たる君主はこの都 (Miaço) におり、貴人 (fidalgo) としての尊大さに満ちていますが、地面に足を付けることができません。もし足を付けたら、廃位させられます。（人々が）頼みとする人間的な力 (força) を持たず、非常に困窮しておりますが崇敬されています。けれども、従う者はいません。軍隊の総司令官もまたこの都におり、いくらかの力 (alguma força) を有していますが、立ち上がって地位 (se u estado) を取り戻すほどではありません。このように四百年來この地には統括者 (ca beça) がいないために平和 (paz) も平穩 (quietação) もなく、各人が「自分の」力に相応する限りの国を支配しています。これが彼らの間で戦さが絶えない原因です⁵²。

【史料2】のように天皇と将軍の関係を伝達したものは、ニコラオ・ランチロットの日本報告⁵³以来である。すでにザビエル布教期の段階で、宣教師は天皇と将軍には実質的な権力がないと認識していたが、【史料2】では両者が尊位のみ存在に至った経緯を説明しているのが特徴といえよう。天皇と将軍が争って将軍のもとに権力が集中したこと、次いで各領国の大名達が謀反を起こしたことによって天皇と将軍の権力が喪失したことが記されている。その結果、「統括者」不在の状態になったとヴィレラは理解している。

次に一五六四年一〇月九日（永禄七年九月五日）付、平戸発マカオのイエズス会員宛ジ

ヨアン・フェルナンデス書翰にある京都の政治に関する情報を取り上げよう。

【史料3】

都の統治 (La gobernación de Miaco) は三名の人物に依存しています。第一(の人) は、日本全体の国王 (el rey de todo Japán) で、公方様 (Coniumbocama) 「將軍足利義輝」と呼ばれています。第二(の人) は、彼「將軍義輝」の家臣 (criado) の一人で、三好(長慶) ⁽²³⁾ 殿 (Mioxidono) と呼ばれています。第三(の人) は三好殿 (Mioxidono) の家臣 (criado) の一人で、松永(久秀) 殿 (Macunagadono) と呼ばれています。第一(の人) は国王としての名譽 (honra) や名聲 (nombre) しか有するものがありません。第二(の人) は家臣ですが権力 (poder) を有しています。第三(の人) は第二(の人) の家臣で、国を治め、法を司る役職 (el negocio de gobernar el reyno y hazer justicia) にあります⁽²⁴⁾。

フェルナンデスは畿内布教に参加していませんので、【史料3】は間接情報となる。だが、書翰の冒頭には、ヴィレラ書翰が紛失したため代わりに載せるとある⁽²⁵⁾。従って、【史料3】はヴィレラ書翰の内容に近い記事が書かれていたと考えられ、【史料1】に比べれば、はるかに史料価値が高いといえる。

【史料3】をみると、京都は三人の権力者、すなわち將軍足利義輝・三好長慶・松永久秀によって統治されているとある。將軍は日本全国の「国王」とされるが、「国王」としての名声のみしか有さない存在と記され、権力は將軍の家臣である三好長慶にあるとし、実際は三好の家臣松永久秀が国を治めていると書かれている。

將軍に関して、【史料2】ではわずかながらも権力を有しているとなっていたが、【史料3】になると「国王としての名譽や名聲しか有するものがない (no tiene más que la honra y nombre de rey)」とまでの評価に至る。結局、畿内も九州などの他地域と同様大名によって支配されていると理解し、日本の実質権力者は大名であるというザビエル入京後の認識を再確認したといえる。

次に一五六五年二月二〇日カ⁽²⁶⁾ (永祿八年一月二〇日カ) 付、都発シナ及びインドのイエズス会員宛ルイス・フロイス書翰である。

【史料4】

彼ら「日本人」の書物によれば、日本ではおよそ四百年前から一人の最高の君主 (un supremo senhor) に従っておりました (erão sujeitos)。彼は、公方様 (Cubooçama) と称し、彼ら全ての者を支配しており、全日本の首(都) (cabeça de todo Japão) である都 (Miaco) に住んでおりました。彼「將軍」に従っていた領主達 (os senhores) が次第に蜂起して、ついに六十六カ国 (sesenta e seis Reynos) に分かれました。公方様は権威の称号 (o título de sua dinidade) を有するのみとなり、(將軍の) 権力 (poder) は極めて弱体であります。他の国王達 (os outros reys) は彼「將軍」にある程度の優位 (alguma superioridade) を認めて、大いに尊重してはおります (o estimarem em muy to) が、それは恩恵を期待してのことには過ぎません。領主達 (huns senhores) が互いに征服し、土地を奪い合うという野望 (cobisa) により、日本では戦さが次々と起こって

おります。これは、日本で福音の教えの平和を植え付ける上で、最大の障害の一つになっております。都 (meaco) には宗旨⁽²⁵⁾の権威 (dinidade eclesiastica) である別の君主「天皇」がおり、日本人の間で教皇 (Sumo Pontifex) のように見なされ、ほとんど偶像のように崇拜されています。彼「天皇」の宮殿 (passos) には三百六十六の重要な偶像 (pagodes) があり、每晚彼「天皇」の側に配置される一人 (の者) が見張りにつきます。(天皇は) 極めて広範な権威 (amplicima dinidade) のために、足を地面に付けることができません。もし (足を地面に) 付けた場合は、廢位させられます。(天皇は) 施しによって養われており、貧しいですが、公家 (quge) と呼ばれ、日本中で高貴で尊敬されている、彼に仕える剃髪した (人々を) 召し抱えています。⁽²⁶⁾

これは畿内布教担当のフロイスの書翰であるため、直接情報として価値が高い。將軍はかつて「最高の君主 (hnum supremo senhor)」としてすべての者を従えていたが、大名の蜂起によって日本は六十六カ国に分裂したとある。その結果、畿内布教段階では、將軍は名誉のみの権力者で、権力は微弱であると記されている。これは【史料2】の將軍に対する評価と同じであり、京都布教担当者ヴィレラとフロイスの共通認識になっていたといえよう。

【史料4】には天皇に関する記述も見られる。「宗旨の権威 (dinidade eclesiastica)」と宣教師に理解され、教皇にたとえられている。また「偶像 (pagode)」のように崇拜されているとも書かれている。「宗旨の権威」という記述は【史料1】では座主のことを指していたので、この点において【史料1】と【史料4】では異なる。けれども、【史料1】でも天皇が「偶像のように崇拜」されているとの記述があることから、説明の仕方で異なるものの理解は同じであったといえる。宣教師間では、天皇を宗旨の権威と位置付ける以上の評価はなかったものと考えられる。【史料2】から【史料4】までの史料からも分かるように、將軍関連情報に比べて天皇関連情報が少ないことから、天皇の権力者としての評価は將軍よりも低いことが読みとれる。

最後に【史料5】を見ていきたい。【史料5】は一五六五年六月十九日 (永祿八年五月二二日) 付、都発豊後の司祭等宛ルイス・フロイス書翰で、直接情報である。

【史料5】

以前の書翰⁽²⁷⁾で書きましたが、日本の六十六カ国の皇帝 (emperador destes sesenta e seis reinos de Japão) のような公方様 (Cubôcama) はこの都 (Miacó) に居住しています。誰も服従していません (não é de todos obedecido) が、皆最高の君主 (senhor supremo) であるかのように彼の優越性 (superioridade) を認めています。彼は三好殿 (meoxindo no) という名の国の執政官 (regedor) を召し抱えています。(この者は) ここから十一里の所にある飯盛 (Imôri) という城に住んでいます。この者は現在領有している数カ国 (alguns reinos) を戦⁽²⁸⁾によって獲得し、また前述の約百五十名に上るキリシタンの貴人 (os fidalgos christãos) は彼の家臣です。この三好殿は弾正殿 (dajodono) という名の別の執政官 (regedor) を召し抱えていますが、(その者は) 彼よりもはるかに大きな権力を持ち、これほど残酷な暴君はほかに日本にはおりません。(彼は) ここから十一里のところにある奈良 (Nara) という別の城 (fortaleza) に住んでいます。⁽²⁹⁾

将軍義輝に関する記述は、【史料4】とほぼ同じ内容といつてよいだろう。ただ、「皇帝 (Emperor)」といっているのは新たな表記である⁸³⁾。また、【史料4】にはなかったが、三好・松永の記事も見られ、その内容は【史料3】と同じである。【史料5】では新たな評価や認識を改めるといったことはないので、この段階になると、畿内および日本の権力者に対する宣教師の認識はある程度確立していたと判断することができる。

以上、五通の書翰に記された権力者情報を見てきた。かつては天皇が日本全国の君主で将軍や大名を従えていたが、将軍が天皇と争うようになり、権力が将軍のもとに移ったこと、さらにはその家臣であった大名が謀反を起こしたため天皇・将軍の権力が失われたことが記されている。

ザビエルは来日前天皇・将軍が日本の君主であるという情報を得ていたが、入京すると両者は尊位のみでの存在で、権力は戦国大名にあると認識するに至った⁸⁴⁾。今回の権力者情報は、来日前と入京後の認識の変化を説明した点に特徴がある。宣教師は、権力構造の推移を分析することによって、天皇・将軍と大名の関係ならびにこの時期の権力構造を理解したのである。また、この分析で天皇と将軍はやはり名誉のみの権力者で、実質権力は大名にある点を再認識している。しかしながら、この時期宣教師が名誉のみの権力者である天皇と将軍にも注目した点は看過することができない。

以上のことから、宣教師の権力者認識という点では、ザビエル布教期に比べはるかに深化したといえるだろう。しかし、この時期の宣教師の書翰を見ると、権力者に対する表記が一定しておらず、宣教師が日本の権力者を伝達するのに苦慮した様子が窺われる。そこで、天皇・将軍・大名がそれぞれ畿内布教期においてどのように理解され、伝達されたのか個々に検討していく必要がある。

二 宣教師の天皇・将軍・大名理解と表記

本節では天皇・将軍・大名関連記事から、それぞれどのように表記されているかを分析し、宣教師の三者に対する理解を検討していきたい。

1 天皇

エヴォラ版日本書翰集によれば⁸⁵⁾、天皇関連記事は八通の書翰で確認できる(表一)。表一の八件の事例から、宣教師が天皇をどのように理解していたのか検証していこう。

はじめに天皇が権力者としてどう表記されているか見ていきたい。表一の記述の欄を見ていくと、天皇は「国王 (rei)」「君主 (senhor)」「統括者 (cabeça)」などといった語句で表記され、その前後に「日本全国の (de todo o Japão)」(No.5-7)や「主たる (principal)」

(No.1, 3, 5, 8) という語句が付け加えられていることが分かる。つまり、日本全国という点を強調した表記となっている^⑤。このことは、裏を返せば日本全国単位ではない「国王」が存在していたことを示していることになる。事実、宣教師は戦国大名を「国王」と表記

しており、その「国王」と区別するために「日本全国」という語句を付け加えることで、差別化を図ろうとしたものと思われる。

「日本全国の国王」と記された天皇であるが、内実はどのように評価されていたのであろうか。表一をみると、天皇は「名誉 (honra)」「尊位 (dindade)」の君主³⁾ (No.1-3, 5)、「従う者 (obedeceide)」がない (No.3, 5, 7) という理解である。No.6の「権力をもたない (sem nenhuma forca)」という記述も同様な理解ととらえてよい。実質権力をもたないにもかかわらず、何故天皇は戦国大名等から崇敬されたのか。この問いを宣教師なりに分析する。

その一つが、天皇を宗旨の権威とする理解である。彼らの書翰には、天皇を偶像崇拜と結びつけて説明している箇所が目立つ。天皇は「偶像 (idolo) (pagode)」のように崇拜されていると記され (No.2, 4, 6, 7)、地面に足をつけると「職務と地位 (oficio e dindade)」が剥奪されるとある (No.2)。このような天皇に関する説明は、先には一五五四年 (天文二十三年) 付、ポルトガルのイエズス会員宛ペドロ・デ・アルカソヴァ書翰に見られる³⁾。天皇が足を洗った水を人々が神聖なものとして頭に被る行為や、天皇は足を地面につけないこと、たくさんの偶像が天皇を警固していることなど、天皇のもとで異様な行為がされていることを報告している。表一にみられる記述も、このアルカソヴァ書翰と同一の理解のもとに記されているといつてよいだろう。アルカソヴァ書翰に見られる内容は、織豊期以降においても変化がないことから、天皇を偶像崇拜と結びつけ、非キリスト教の象徴として位置付けている様子が読みとれる。

もう一つは、天皇が「名声」と「称号」を大名等に与える「職務」を帯び、そのために名誉をもち崇拜されているとする点 (No.2) である。この点は、天皇を宗旨の権威のみではなく、世俗面での天皇の権威を探ろうとする宣教師の姿勢が窺える。【史料1】にあるように、「名声」や「称号」、すなわち官職の授与が天皇のみの特権であり、それが故に天皇はたいへん神聖であり、崇敬されていると理解する。

なお、天皇に対して日本語のローマ字表記 (以下、日本語表記と略記する) が多用されるのもこの時期である。「皇 (Vo)」 (No.1, 2, 5, 6) と「内裏 (Dairi)」 (No.3, 5, 7, 8) が使われている。「皇」はニコラオ・ランチロットの日本報告ですでに確認できるが、「内裏」については畿内布教が展開されるこの時期になってから使用される表記である。

天皇関連記事をまとめると、以下に集約される。天皇は日本全国の「国王」「君主」と表記されるが、偶像・仏像のように崇敬される尊位・名誉のみの存在であること。名声と称号を家臣らに与える「職務」を帯び、そのために尊位に満ちていること。「皇」「内裏」といった日本語表記が頻繁に用いられるようになったことである。以上の記事は時期的な変化はなく、ザビエル入京以後の認識と同じである。

将軍関連記事は一六通の書翰で確認できる（表二）。表二から将軍関連記事を分析して
いこう。

将軍に対する評価は、天皇の場合と異なり時期的な変化が認められるので、まずそれにつ
いて検討していきたい。表二No.1の書翰で、将軍について「日本の全領主が服従（so sopos
so sopos

Sñores de Iapão obedecem)」「し、命令権を有している (tem o mado)」と書かれている。²⁵⁾ これは名譽のみの権力者と評価した天皇とは異なる記述である。No.1の一五六〇年六月二日(永禄三年五月九日)付、都發豊後のイエズス会員宛ロレンソ書翰には、ヴィレラが將軍足利義輝を訪問した時の記事が見られる。ヴィレラが義輝から宣教師の京都居住が認められたのはちょうどこの頃であった。そのため、ロレンソは將軍義輝を頼りになる権力者として認識し、書翰にNo.1のように記したのである。

しかし、それがNo.3になると、「名譽に関することのみにおいては日本全国の君主 (senhor de todo o Iapão nas cousas que toção à honra somente)」「権力や領国などは他の人々に及ばない (no poder, & Reino, outros lhe levão vantagem)」「²⁶⁾と、天皇と同様の評価に変化する。No.3の一五六二年(永禄五年)付、堺発イエズス会員宛ガスパル・ヴィレラ書翰には、三好と六角・畠山の合戦の記事が書かれているが²⁷⁾、將軍義輝がそれを武力で押さえるほどの権力を有していなかったことを宣教師は知ったのである。

以後、將軍は名譽のみの存在として記され (No.3, 6, 7)、「権力は弱体」であり「服従する者がない」との記述 (No.4, 7, 8, 10) になっている。さらには、No.13のように「日本全国で最も身分の高い絶対君主である三好殿と公方様 (de Mioxindono & do Cubécama, que são os mais hórados de todo Iapão)」²⁸⁾と三好と將軍を対等に評価する記述になっている。No.13の書翰が將軍義輝殺害後に書かれたことを考えれば、宣教師が將軍に対してこのような評価をもつのも無理もないことである。いずれにせよ、No.3の一五六二年付ヴィレラ書翰が出されて以降は、將軍も天皇同様に「名譽」のみの権力者として位置づけられるようになった。

その將軍の表記であるが、天皇と同じように「日本全国」「主たる」「最高」(No.1:3, 5-14)の「国王」「君主」「皇帝 (emperor)」となっている。また、將軍の日本語表記であるが、ランチロットの日本報告にある「御所」という表記の他に「公方」が用いられ、後者が圧倒的に多く使用されている。

以上將軍についてまとめると、ヴィレラが將軍義輝に謁見し、禁制を与えられた頃は実質権力者として評価したが、度重なる畿内での合戦に対して武力で押さえることができないのを見て、天皇と同様に名譽のみの君主と評価するに至った。表記についても天皇と同じく、日本全国の「国王」「君主」と記され、この時期には「皇帝」とも表記されるようになった。また、「御所」の他に「公方」と表記されるようになった。

3 大名

最後に大名関連記事を検証していこう。該当箇所は畿内及び全国に関する記事に限定しても一五通の書翰で確認できる(表三)。

表三の表記の欄を見ていくと、大名に対する表記のほとんどが「国王」であることが指

摘できる。この時期の特徴として挙げられるのは、この「国王」の他に「執政官 (regedor)」「統治者 (governador)」「(No.3, 4, 8-10, 13-15) の事例が目立つことである。これらの事例を検討しよう。

表三No.3の一五六二年付ヴェレラ書翰には、六角・畠山と三好の合戦に関する記事がある。その中で畠山高政と三好義興に対して権力者を示す語句を用いている。高政には「公爵」(p

ncipe)」が用いられ、義興は「(都を)統治していた者 (o que a governava)」 「都を治めていた者 (o que regia o Mico)」と記されている。後者は「統治者」「執政官」と同義語と考えてよいだろう。両者とも「国王」は用いられていない。ちなみに、同書翰には將軍の義兄弟が教会借用の許可を將軍から得た記事があるが³⁵⁾、將軍に対して「国王」が用いられている³⁶⁾。

次にNo.13を見ていきたい。この一五六六年六月三〇日(永祿九年六月一三日)付、堺発イエズス会員宛フロイス書翰には、天皇、將軍、三好等に関する記述があり、宣教師が権力者をどのように理解していたかが読みとれる書翰である。まず、三好義継が書翰に登場するが、その義継に対して「三好殿という名の河内の国王 (Rei de Cauchy, por nome Mio xindono)」と記されている³⁷⁾。同じ畿内でも河内の場合では「国王」と表記されていることが分かる³⁸⁾。次に天皇から京都復帰の許可を得ようとする場面で、以前宣教師が將軍や大名から得た許可状を天皇に提出した記事がある³⁹⁾。許可状を得た相手は「公方様 (Cubôcana)」 「国王達 (Reis)」 「都の統治者 (governador)」と書かれている。同じでも「国王」「都の統治者」と区別しており、京都の場合は「国王」となっていない。また、この書翰でもNo.3と同様、天皇や將軍に関する記事が記されている。天皇に対しては「日本全国の国王で絶対君主 (Rei & senhor absoluto de todo a Japão)」⁴⁰⁾とあり、「国王」「君主」という理解である。將軍も該当部分では「公方様」としか記されていないが、それより前の部分で「日本の君主である公方様 (Cubôcana, senhor de Japão)」⁴¹⁾とあるように「君主」と記されている。両者ともこれまで述べてきたように、日本を強調した形での「国王」ないし「君主」という書き方がされている。

二つの事例から、大名に対して京都の場合では「統治者」「執政官」を用い、それ以外の地域では「国王」と記していることがはっきりしたといえよう。こうした事例は表三をみればNo.8-10およびNo.13-15にもあり、京都という地域の特殊性が浮き彫りにされる。では、なぜ宣教師は京都の場合「国王」ではなく、「統治者」「執政官」を用いたのであるうか。この点は次節で検討することにした。

以上、天皇・將軍・大名関連記事をそれぞれ検証した。まとめると、天皇は日本全国の名誉のみの「国王」で、偶像のように崇拜されている権力者という理解であり、この時期一貫したものだ。將軍については、畿内布教開始当初は実質権力者と評価するが、のち天皇と同様名誉のみの権力者との評価に至る。表記は天皇と同じく日本全国の「国王」と記されている。そして、天皇・將軍両者の表記の特徴は、日本全国を強調している点で、そのほとんどの場合「名誉のみの」と記されていることである。大名は一般に「国王」と表記されるが、京都では「統治者」「執政官」と記されている。

三 宣教師の権力者・国家理解

第一節で宣教師の権力者情報の変遷、第二節で天皇・將軍・大名に関する個別事例の検討を行ってきた。それによって、当該期日本の国家と天皇・將軍・大名三者に対する宣教師の理解が明らかになったといえよう。本節ではその検討結果を踏まえて、畿内布教が行

われた段階の宣教師の権力者・国家理解について整理していくことにしたい。

1 二つの「国」認識

第一節・第二節の検討結果から、宣教師が日本に対していくつかの「国」認識を持っていたことが読みとれる。当該期の日本に複数の「国」概念があることについては、すでに山口啓二氏が指摘しており^⑤、宣教師が同じような認識を持っていたとしても疑問ではない。そこで、宣教師の考える日本の「国」とは如何なるものなのか検討することにした。

まず、日本全国という単位の「国」についてである。この場合の「国王」は天皇あるいは将軍を指す。前節で検証してきたように、天皇・将軍の説明には「日本全国の (todo o I apao)」と全国を対象としていることを明確にする。こうすることで、天皇と将軍は大名と異なり、全国を支配する権力者であることを強調したと考えられる。そして、天皇と将軍は権力を有さず、誰からも服従されない存在であることを説明し^⑥、それでも諸大名から崇敬されていることから、「名譽のみ」の「国王」「君主」等と表記される。「国王」という語句は実質権力者に用いられるため^⑦、実質権力が備わっていない天皇や将軍には「名譽」のみのという但し書きが必要となったと考えられる。そこから、名目的な権威という点では天皇や将軍が日本全国の「国王」として存在するが、実質支配という点では日本全国を支配する権力者は存在しないと、宣教師は理解していたことになる。

次に大名領国について。この場合の「国王」は大名である^⑧。宣教師が特にことわりなく「国王」という場合大名を指す事例が多く、その時の「国」も大名領国を指す。これは、実質支配という点で捉えた宣教師の基本的な日本の国家理解で、ザビエル入京以来一貫した認識であった^⑨。畿内布教段階でも、前節の表三から明らかなように、京都以外では大名に「国王」が用いられており、基本は戦国期の日本を複数の大名領国からなる国家と認識していたと考えられる。しかしながら、京都の場合では先述した日本全国を単位とした「国」表記もされ、二種類の「国」「国王」が使用されている。この点は、宣教師の権力者・国家理解を考える上で重要な問題なので、次項で詳述する。

最後に国郡制の「国」について考えたい。宣教師の書翰には、「豊後の国王」とか「美濃の国王」という記述がある。この「国王」を豊後国や美濃国の国王という意味で国持大名と理解する向きもある。しかし、こうした記述には「山口の国王」「平戸の国王」という国郡制の国名ではない事例もあるため、これらは国郡制の「国」ではなく、単に地名として捉えるべきであろう。ただ、日本は六六カ国からなるのか、ある大名に対して五カ国の領主という言い方もあり^⑩、宣教師が国郡制の「国」を全く理解していなかったわけではない。とはいっても、宣教師がこれを国郡制の「国」と明確に理解していたかどうかは不明で、おそらくそこまでの理解はなかったものと思われる^⑪。

宣教師は以上の三種類の「国」認識をもっていたと考えられる。その中でも基本的な「国」表記は大名領国の「国」であった。この表記の場合、特に説明や但し書きといったものはなく、当然のように使用されている。それは、宣教師が実質権力者と認識する「国王」の支配する「国」であり、西洋の枠組みに当てはめて捉えた国家だったからである。しかし、畿内布教開始に伴い、天皇や将軍という名譽のみの権力者も伝達する必要があるが生じた。両者は名譽のみの権力者ではあるものの、支配が全国に及ぶことから、日本全国の「国王」と

表記して伝達される。その結果、書翰には日本全国と大名領国の「国」「国王」が記されるようになった。このことは、畿内布教を契機に宣教師の権力者・国家認識に変化があったことを示すと同時に、畿内という地域の特殊性を示してもいる。

2 畿内地域の特殊性について

前項で宣教師が複数の「国」認識を持つていた点を指摘した。その中で、畿内地域と他地域では「国」「国王」に対する表記が異なり、その表記の違いから畿内地域の特殊性が窺える点について言及した。本項ではこのことに注目し、検討を試みることにしたい。

畿内以外の地域ではザビエル入京以来大名領国を「国」、大名を「国王」と表記し、畿内布教が開始された後でも変化がないことはすでに述べた。一方、畿内地域では、日本全国を単位とする「国」と大名領国を単位とする「国」の二種類の表記がされている。前者は、天皇と將軍を「日本全国の国王」とし、三好等を「統治者」「執政官」として表記する事例である。すなわち、天皇や將軍に対して「国王」を使用した場合、書翰の受取手に誤解を与えないよう、京都の権力者には「国王」を用いず、「統治者」「執政官」を用いて伝達している²⁰⁾。また、後者の事例のように大名を「国王」のまま表記し、天皇や將軍を「国王」の「統治者 (cabeça)」²¹⁾と²²⁾いう言い方で説明することもあった。例えば、一五五九年一月一日(永祿二年一〇月二日)付、バルタザール・ガゴ書翰に「日本の国王達の統治者 (a cabeça dos Reis de Japão)」とあるのがそうである²³⁾。「統治者」という語句を用いることで、「国王」と表記した大名より上位の権力者であることを示したわけである。それと同様な理解の中から、「皇帝」という語句も用いられるようになる。「皇帝」は主として將軍に対して用いているようだが、天皇に対して用いられる事例もあり²⁴⁾、両者に対して使われていると考えてよいだろう。この「皇帝」も、大名領国を支配する「国王」を統率する権力者として使用されている。

では、なぜ畿内地域では、このような二種類の「国」「国王」表記による伝達がされたのであろうか。それは、これまで述べてきたように畿内の情報には天皇と將軍の情報が欠かせず、しかも両者の説明・伝達が困難だったからであると考えられる。

イエズス会宣教師の権力者情報の変遷を見ると、ザビエル入京前まで天皇と將軍に対して、入京後は大名に対して「国王」を用いており、宣教師は天皇・將軍・大名三者に対して「国王」を用いてきた経緯がある。それでも、畿内布教が開始されるまでは大名に対する情報のみでよかったため、受取手も「国王」といえば大名と理解することが可能であった。しかし、畿内布教後、天皇と將軍に対しても「国王」と表記するようになる。両者に対して「国王」と表記した過去をもつため、それ自体はおかしくはない。ただ、天皇・將軍と大名三者に「国王」を使用したため、「国王」が誰を指すのかはつきりしないという問題が生じた。そこで、天皇と將軍を「国王」とする場合には大名を「執政官」「統治者」と表記し、大名を「国王」とする場合には天皇・將軍に対して「統治者」「皇帝」といった語句を用いて区別した。その結果、二種類の表記がされたのである。

しかもこの二種類の表記は、どちらかの表記に統一されることはなかった。それは天皇・將軍・大名三者すべてが日本の実質権力者として値しなかったからである。大名はあくまで大名領国の「国王」であり、日本全国の「国王」ではない。その点、天皇・將軍は日本

全国の「国王」といえようが、実力で日本全国を支配しているわけではないため、真の「日本国王」ではなかった。そのため、宣教師はどちらかの表記に統一することができず、二種類の表記が併用されるままになったと考えられる。そして、その選択は書翰発信者の判断に委ねられたといえようが、その発信者も明確な基準を持たず、その内容などに応じていずれかの表記をしたにすぎない。結局、天皇・將軍・大名を西洋の枠組みに当てはめることができず、天皇・將軍と大名の差を示すことしかできなかったのである。

しかし、それでは書翰の受取手は日本の権力者・国家を十分に理解することはできない。そこで、発信者は書翰を送る際、受取手に混乱を与えないよういくつかの工夫を行う。その一つが第二節で検討してきたような天皇・將軍に対する但し書きである。その顕著な事例はすでに述べてきた「名誉のみの」である。これを付け加えることによって、天皇と將軍には実質権力がないことを伝達した。もう一つは第一節で見えてきた権力者情報の伝達である。権力者情報は畿内布教開始に伴い数多く伝達され、その中で天皇・將軍・大名三者に関する情報が載せられている。それは三者の関係を明確に説明する必要があったからである。宣教師にとって日本の権力者、特に天皇・將軍と大名の関係が捉え難く、宣教師間で一定の認識をもたないと書翰での伝達に誤解が生じると考えたのであろう。そこで日本全体の権力者情報を伝達することによって、宣教師間共通の権力者・国家認識をもつよう努めたものと考えられる。

また、日本語表記の多用も挙げられる。前節の表一・二で見えてきたように、天皇には「内裏 (Dairi)」「皇 (Vo)」、將軍には「御所 (Goxo)」「公方 (Cubo)」といった日本語が用いられている。もちろん来日以前にこういった日本語表記がなかったわけではないが、畿内布教以後頻繁に使用されるようになった点は看過できない。また、これを日本語理解の深化として片づけるのは一面的であろう。日本の権力者に対して「国王 (tei)」「領主 (senhor)」といった語句は変わらず用いられており、大名に対しては日本語表記がされていない²⁰。日本語理解の深化と捉えるならば、この段階で大名に対しても日本語で表記したはずである。天皇と將軍に対してのみ日本語表記が多用されるのは、両者の存在が西洋の枠組みに捉えにくい権力者であったためと考えられる。西洋の枠組みでは当てはめにくい天皇・將軍という存在を、現地語である日本語を用いることで解消しようとしたのである。つまり、宣教師にとって名目的な権威しか有さない天皇と將軍を書翰で伝達するのが難しく、試行錯誤が繰り返されたといえる。その結果がこの時期の表記の特徴として現れているのであり、最終的には日本語表記の多用という方向に進んでいくと考える。

以上、宣教師のもつ三つの「国」認識と、畿内と他地域での「国」表記の違い、畿内布教を契機とする権力者・国家理解の変化について検討してきた。そこから、この時期の宣教師の権力者・国家理解を読み取っていききたい。

ザビエル入京以後、宣教師は大名領国を一つの国家、大名をその国王と認識してきた。この認識は、畿内布教以後も基本的には変化がない。しかし、畿内地域ではそうではなかった。畿内からの権力者情報では、天皇・將軍に関する事柄も伝達する必要があり、その結果、二種類の「国」概念による情報伝達がなされた。一つは、天皇と將軍を「日本全国の国王」とするもの、もう一つは、大名を「国王」とし、天皇と將軍をその「統治者」「皇帝」とするものである。そして、いずれの場合も天皇と將軍は「名誉のみの」権力者であ

ることを伝達する。つまり、戦国期日本は、実態としては大名が各領国を支配する複数からなる国家であるが、その大名を名目的な権威によって天皇と将軍が統括しており、その点では統一国家であるというのが、この時期の宣教師の権力者・国家理解であった。宣教師は、天皇・将軍と大名の関係を名目的権威と実質権力という両面から捉えることで日本の権力者を理解したのであり、そこにこの時期の権力者認識の特徴が窺える。これは実質権力を重視したザビエル布教時代とは大きく異なることである。このことは、戦国期日本が実質権力だけでは把握できない国家であると宣教師が認識するに至ったことを示しており、以後権力と権威の両面から日本の権力者を捉えていく。

おわりに

イエズス会の畿内布教開始によって、彼らの書翰の中で権力者情報が増加した点と権力者に対する表記の変化が見られる点に注目し、彼らが戦国期日本の国家・権力をどのように認識していたかについて検討してきた。

畿内布教後の宣教師の権力者認識の中で、最も大きな変化があったのは、天皇と将軍の存在であろう。宣教師は来日以前からすでに両者の存在を知っていたが、当時彼らは実質権力を優先していたため、大名をより重視し、日本の「一国王」として位置づけた。しかし、畿内布教開始によって、再び天皇と将軍に注目するようになった。宣教師は実質権力を有する領主層が天皇や将軍の権威を重視するのを見て、実質権力だけでは把握できない日本の権力構造を読みとったと考えられる。実際宣教師の書翰にも、天皇と将軍は「名誉」のみしかないが、大名等は両者に対して敬意を表していると書かれている。このことは、畿内布教を契機に宣教師が実質権力だけでなく、名目的権威にも注目するようになったことを示しており、実質権力と名目的権威の両面から日本の権力者を理解するようになったといえる。

しかし、その天皇と将軍をどう表記するかでは苦労したようである。両者に対して執拗なまでに説明書きを加えたり、二種類の「国王」表記や日本語表記がされたりしたのは、その苦労の現れと見ることができる。それは、宣教師にとつて戦国期日本の権力構造があまりに理解困難であったからに他ならない。実態的側面からみれば戦国大名が「国王」であり、その領国は一独立国家とみなしうるが、その支配領域は全国に及ばない。一方、天皇と将軍の支配は日本全国に及ぶものの、それは実力によってではなく、名目的な権威によってであった。宣教師はこうした複雑な日本の権力構造を西洋の枠組みに当てはめて伝達することができなかった。そのため権力者情報を伝達する度に細かな説明を付け加えたり、「内裏 (Dairi)」「公方 (Cubo)」といった現地語 (日本語) を用いたりしたのである。

以上の宣教師の権力者認識は、西欧人の目からみた日本の権力者観・国家観である。従って、あくまで西欧人による認識であることを念頭に置くべきではあるが、それでもそこから見えてくる論点が多い。筆者の関心から言えば、宣教師が畿内布教によって天皇と将軍の存在を再認識し、権力と権威の二側面から日本の権力構造を捉えるようになった点や、宣教師が日本の権力者を本国に伝達するのに苦慮し、結果日本語を用いて伝達した点など

は無視できないと考える。宣教師は畿内布教の中で、実質権力を有さない天皇や将軍の存在を意識せざるを得なかった。そこで、宣教師は権力者情報の中で、たびたび天皇を宗旨の権威と説明する。非キリシタンの天皇を偶像崇拜の象徴として位置付けたのも、宗教者である彼らなりの評価といえるだろう。また、官職授与の点を取り上げ、世俗面での崇敬の根拠をそれに求めている。天皇の権威の源泉を探ろうとする宣教師の姿勢が読みとれる。とりわけ、官職授与の問題は、豊臣政権期にも注目するところとなり、天皇の権威がクロード・アンプされる。この点については次章で論じることになるが、畿内の特殊性および天皇と将軍の権威を見抜いた宣教師の権力者・国家観は、戦国期日本の国家像をよく描き出しているといえよう。